

DIOCESE OF SAITAMA

TOKIWA 6-4-12,
Urawa-ku,SAITAMA city
〒330-0061, JAPAN
TEL:048-831-3150
FAX:048-824-3532



カトリックさいたま教区

さいたま市浦和区
常盤 6-4-12
〒330-0061
TEL:048-831-3150
FAX:048-824-3532

2020年4月23日

カトリックさいたま教区の皆様

司教 マリオ 山野内 倫昭

新型コロナウイルスの感染拡大に対する教区の対応について（第7次）

政府からの「緊急事態宣言」の対象地域がすぐに全国に拡大され、新型コロナウイルス感染拡大の終息は兆しすら見えません。教区の方針に従って、ミサに全く与れない聖週間を特別な祈りのうちに過ごして下さった皆様に、このような時だからこそ、心を込めて、主のご復活、おめでとうございます、と申し上げたいと思います。インターネットを介しての顧問会の結果、5月末近くまでの対応が決まりましたので、皆様にお伝えいたします。

1・公開のミサの中止を5月30日（土）（聖霊降臨の主日の前日）まで継続します。

2・今年予定の教区行事の多くが中止となります

- 司牧者大会（6月15～17日）
（ただし、会議の準備は中止せず、時期をずらしての開催が可能となったときは新日程で開催する）
- 宣教司牧評議会（7月19日）
- 新潟さいたま合同司祭黙想会（9月21～25日）
- 司祭・助祭の集い（11月30日・12月1日）
（コロナ感染拡大が終息すれば、その時期に司牧者大会を行います）

3・引き続き、よろしくお願いします。

わたしたちの行動の基本は

- 1) 3つの「密（密閉・密集・密接）」を避けること（人との距離をとること）。
- 2) 不要不急の外出や移動は避けること。

たとえば、新型コロナウイルス感染者を受け入れ、治療に当たってくださっている病院の医師や看護師の方々、あるいは、介護の仕事をしていらっしゃるの方々などは、感染

を広げないためのこれらの基本の心得を守ろうと思っても守れない中で、懸命に働いてくださっています。

せめて、わたしたちは、建前として知っているに留まることなく、守ろうと考えても守りよのない厳しい環境の中で頑張ってくださいている方々に思いを馳せ、真剣に守りたいと願っています。

大事な事柄の再確認

- 1) 主日のミサに与る義務の免除：変わりません。
- 2) 洗礼式：お待ちください。
- 3) ゆるしの秘跡：臨終が近い時など、緊急でやむを得ない時のみお願いしてください。
- 4) 病者の塗油：細心の注意をしながら行います。
- 5) 葬儀：「3密」とならないよう留意の上行います。
- 6) 結婚式：できるだけ、新型コロナ禍の終息後への延期をお勧めしています。
- 7) ミサ以外の諸行事については、延期または中止するように配慮してください。
- 8) 司祭の捧げる毎日のミサ：司祭の自室で行われています。
(司祭の方へ：信徒の参加は許可なさらないでください。)
- 9) 聖堂：内部で祈れますが、くれぐれも「3密」とならないようご注意ください。誘い合わせて一緒に祈るのはお控えください。聖堂を常に消毒しておくことはできませんので、帰宅された後は「うがいや手の消毒」を十分になさってください。
- 10) 「聖書と典礼」のパンフは聖堂の入口においてありますのでご利用ください。
- 11) 主日のミサの司教の説教は毎週火曜に教区のホームページに掲載されます。
- 12) ホームページを開設している教会は、できれば主任司祭の主日の説教を掲載なさってください。

4・新型コロナ緊急募金（カリタスジャパン）が開始されます

寄せられた募金は以下の支援活動に活用されます。

- 1) 国際カリタスを通じて、全世界で実施される救援活動や困窮者への取組を支援するために
- 2) 日本国内での、感染症予防に取組む活動や、生活困窮者への支援を行う団体の活動を支援するために

募金は、直接、「カリタスジャパン」へお送り下さい。

郵便振替番号：00170-5-95979

加入者名：(宗)カトリック中央協議会カリタスジャパン

* 通信欄に「新型コロナ緊急募金」と明記してください

* 「ゆうちょダイレクト」(インターネットサービス)をご利用の方は「ご依頼人番号」欄に「6257」と入力してください。

5・ 小教区で見込まれるミサ献金の激減に対し、教区としての対策について検討を始めます

さいたま教区の信徒は多国籍ですので、ミサ献金は小教区にとって大切な収入となってきました。ミサの長期間の中止の打撃をまともに受ける小教区のことを考え、教区として何が出来るか検討を始めることにいたします。具体的には、毎年、小教区から教区に送ってくださっている教区費と司祭費の減免、それを可能にするための教区の出費の削減方法、司祭給与の減額、等について検討を始めます。